

産前産後期間の国民健康保険税の減額について

国民健康保険の被保険者が出産予定又は出産の場合、届出することにより、その被保険者に係る国民健康保険税(所得割及び均等割)が、産前産後の一定期間減額されます。(令和6年1月1日開始)

(1) 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に**出産予定又は出産(注1)の国民健康保険被保険者の方が対象です。**
- 注1. 妊娠85日以上分娩をいし、死産、流産(人工妊娠中絶を含む。)及び早産の場合も対象となります。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

(2) 国民健康保険税の減額方法

- 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の保険税が減額されます。
- 双子以上(多胎妊娠)の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険税が減額されます。

【減額対象期間】(色のついた部分が減額期間)

	3か月前	2か月前	1か月前	出産(予定日)	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

※減額期間における所得割額と均等割額が年額から減額されます。

※減額期間の保険税が0円になるとは限りません。

※令和6年1月分以降の保険税が減額対象です。

- 例①: 令和5年11月出産の場合、減額されるのは1か月分(令和6年1月相当分)
- 例②: 令和5年12月出産の場合、減額されるのは2か月分(令和6年1月及び2月相当分)

(3) 届出に必要な書類

- 本人確認書類(個人番号カード・運転免許証など)
- 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書(窓口で配布)
- 出産(予定)日や単胎・多胎妊娠を確認することができる書類(注2)(写し可)
注2. 出産前の場合: 母子健康手帳(子の保護者の情報が記載されたページ及び分娩予定日が記載されたページ)
出産後の場合: 母子健康手帳(出生届出済証明を受けたページ)又は出生証明書等、出産日及び親子関係のわかる書類

(4) 届出先

- 匝瑳市役所税務課市民税班
- 野菜総合支所

お問い合わせ先

匝瑳市役所税務課市民税班 TEL 0479-73-0087

<届出書記入例>

第8号様式（第5条関係）

産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

匝瑳市長 あて

納税義務者（世帯主）

氏名 匝瑳 太郎
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
住所 匝瑳市〇〇〇1234番地567
個人番号 XXXXXXXXXX
電話番号 090-0000-△△△△

匝瑳市国民健康保険税条例第22条第3項に規定する出産被保険者について、下記のとおり届け出ます。

記

出産被保険者が納税義務者(世帯主)の場合は、□の中に「✓」を記入し、以下の氏名から個人番号までの項目は記入省略可。

	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ	
	フリガナ	ソウサ ハナコ
	氏名	匝瑳 花子
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	住所	同上
	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
出産予定又は出産日	令和〇年〇〇月〇〇日	
単胎妊娠又は多胎妊娠の別	<input checked="" type="radio"/> 単胎 <input type="radio"/> 多胎	

<注意事項>

- この届出書は、出産予定日の6箇月前から提出することができます。
- 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。なお、以前お住いの市町村に産前産後期間の国民健康保険料（税）減額について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。
- 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
 - ① 出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類）
 - ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

受付印

出産前の場合：母子健康手帳
（子の保護者の情報が記載されたページ及び分娩予定日が記載されたページ）
出産後の場合：母子健康手帳（出生届出済証明を受けたページ）
又は出生証明書等、出産日及び親子関係のわかる書類
※いずれの場合も写し可